

## 京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例

障害のある人がそれぞれの障害の特性に応じた手段によって情報を取得し、コミュニケーションを図りやすい環境づくりが求められています。

障害のある人の中には、その障害の特性により音声や文字をそのまま受け取りにくい場合があります。また、周囲の人々がそのことを理解していないために、情報の取得や周囲とのコミュニケーションを図ることが困難であるなど、日常生活において不安や不便さを感じている人が少なくありません。

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の機会を確保するとともに、障害のある人への理解を促進することにより、全ての市民が地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を実現することを目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに施策の基本的な事項を定めることによりその施策を推進し、もって全ての市民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら繋がり合い、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、筆談、音声、絵図、平易な表現、その他障害者が日常生活及び社会生活において必要とする意思疎通の手段をいう。
- (2) コミュニケーション支援従事者 手話通訳士及び手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者その他障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。

### (基本理念)

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会の確保及び利用促進は、市民及び事業者が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるという認識の下に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現を目指し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、障害の有無にかかわらず、基本理念に対する理解を深めるとともに、地域の一員として、市が推進するコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進するコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動においてコミュニケーション手段が利用できる環境となるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) コミュニケーション手段に対する理解の促進に関すること。
- (2) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関すること。
- (3) コミュニケーション支援従事者の養成に関すること。
- (4) コミュニケーション手段を利用した情報発信に関すること。
- (5) 市内の小学校、中学校、保育所、認定こども園、事業者等が行うコミュニケーション手段を学ぶ取組みへの支援に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。